

超高層建築物の消火栓、スプリンクラー及び防火扉の耐震性強化 に関する意見書（案）

今後発生が予想される首都直下地震や東海・東南海・南海地震においては、長周期地震動による超高層建築物の被害が不安視されている。特に、超高層建築物の設備で、消火栓、スプリンクラー及び防火扉の耐震性に係る法的な基準が定まっていないことは、大きな問題であると指摘する研究者もいる。

超高層建築物では、スプリンクラーや防火扉の設置自体は行われているものの、これらは、地震と火災が同時に発生し、複合被害が起きることを前提とした設備とはなっていない。阪神・淡路大震災では、スプリンクラーが作動しない、防火扉が閉まったまま動かず脱出できない、防火扉が閉まらなくなり階段室から火が上がるなどの被害が多発した。また、コンクリート建築物であっても、ダクトから炎が上昇したり、窓を通じて延焼することは、専門家も指摘している。

超高層建築物では、一旦火災が生じると消防車のホースが届かない高層階の消火は極めて困難なことから、その防火や消火に係る設備の耐震性は重要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、超高層建築物の火災対策のため、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 長周期地震動のように長く続く大きな揺れに対しても、性能を失わないような消火栓、スプリンクラー及び防火扉の研究開発と普及を進めること。
- 2 超高層建築物に設置する消火栓、スプリンクラー及び防火扉について、耐震性に係る法的な基準を整備し、耐震性を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月 日

東京都議会議長 中 村 明 彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

} 宛て